

「住宅取得支援事業助成金」の申請方法について

同一日の申請であれば、順番は問いませんので、ご都合の良い時間にお越しください。申請が予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了し、終了日に受付した方々を対象に後日抽選を行います。

(予算残額については、市移住サイトに随時掲載します。 <https://misawa-iju.com/>)

I 受付時間・場所

【前期】5月11日(火)～28日(金) 9:00～16:00

- ・5月11日(火)のみ 9:00～16:00 三沢市役所本館4階 大会議室
- ・5月12日(水)以降 9:00～16:00 三沢市役所本館2階 政策調整課

【後期】11月9日(火)～16日(火) 9:00～16:00

- ・11月9日(火)のみ 9:00～16:00 三沢市役所本館4階 大会議室
- ・11月10日(水)以降 9:00～16:00 三沢市役所本館2階 政策調整課

【補欠者受付】※11月15日(月)までに受付終了した場合のみ実施

- ・後期受付終了翌日～16日(火) 9:00～16:00
三沢市役所本館2階 政策調整課

※交付決定取消等により生じた予算残の範囲で交付します。

※予算残が発生しない場合は交付できません。

【事前相談】

事前相談を随時受付いたします。まずは電話でお問い合わせいただき、来庁時間の予約をお願いいたします。

II 申請方法

- ① 申請書類仮受付票(別紙1)を記入の上、ご持参ください。
それとは別に、申請書類を一式封筒に入れ、書類が落ちることがないように封をした上で、ご持参ください。
代理人が申請する場合は、委任状(別紙2)も同封してください。
- ② 受付にて、別紙1及び申請書類一式を係員に手渡し、市役所より押印された「申請書類仮受付票(本人控え)」を受け取り、そのままお帰りください。
- ③ 担当職員が申請書類を審査し、電話により、当日のうちに次のお知らせをいたします。
 - ・書類に不備がなければ、「確定した申請額」を通知。**【受付完了】**
 - ・書類に不備があった場合は、「不備書類及び内容」を通知。
【受付は完了していませんので、不備を訂正し、再度ご提出ください。】

III 郵送申請の場合

- ① 受付期間内の到着で郵送してください。(到着日が申請日になります。
16:00以降の到着は翌日受付となります。)
- ② 申請書類仮受付票(別紙1)を記入の上、同封してください。
代理人が申請する場合は、委任状(別紙2)も同封してください。
- ③ 到着日に申請書類を審査し、電話により、次のお知らせを郵送いたします。
 - ・書類に不備がなければ、「確定した申請額」を通知。**【受付完了】**
 - ・書類に不備があった場合は、「不備書類及び内容」を通知。
【受付は完了していませんので、不備を訂正し、再度ご提出ください。】

IV 申請書類一覧

- (1) 令和3年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) 平成28年4月1日以降に県外から県内市町村に転入したことが分かる申請者の住民票又は戸籍の附票の写し(県外からの転入加算を受ける場合)
- (5) 住宅取得契約書又は住宅取得に伴う土地の取得契約書
- (6) 契約金額の内訳が分かる書類の写し
- (7) 確認済証の写し(新築住宅の場合)
確認済証又は検査済証の写し(新築住宅以外の場合)
- (8) 住宅の位置図、平面図及び立面図(建築確認申請後の図面であること。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

お問合せ先

三沢市役所 政策調整課

TEL 0176-53-5111(内線531.532)

FAX 0176-52-5656

Mail msw_kikaku@misawashi.aomori.jp